

平成29年度第2回長洲町農業委員会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成29年10月31日（火）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 平成29年10月31日 午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	

5. 欠席委員は次のとおりである。

なし

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治
農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 案

任命状交付

議席番号の決定について

議案第36号 農業委員会会長及び農業委員会会長職務代理者の互選について

議案第37号 長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第38号 長洲町農業委員会会議規則の一部改正について

その他

事務局

それでは、皆さん、御起立お願いします。礼。着席。

改めましておはようございます。ただいまから、平成29年度第2回長洲町農業委員会臨時会を開会いたします。

初めに、中逸町長のほうから農業委員に任命された方々に任命状の交付を行いますので、皆さん、自席のほうでお待ちください。町長のほうが回ってこられますので、よろしくお願いいたします。

では、大淵さんのほうから。

中逸町長

任命状。大淵一弘様。長洲町農業委員会の委員に任命します。平成29年10月31日より平成32年10月30日までです。平成29年10月31日、長洲町長中逸博光。よろしくお願いいたします。

任命状。島川俊昭様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

任命状。石井博俊様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

任命状。増岡美知子様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

任命状。松野智子様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

任命状。中嶋英徳様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

任命状。嶋田正忠様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

任命状。土山秋吉様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

任命状。濱北圭右様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

任命状。濱崎伸二様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、続きまして中逸町長より御挨拶を申し上げます。

中逸町長

皆様、おはようございます。今日は大変お忙しい中、農業委員会の臨時会に御出席を賜るとともに、今回、議会より承認をいただきました皆様方に対して感謝を申し上げます。長洲町の農業の発展のために皆さんと一緒に頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。一言御挨拶を申させていただきます。

これまでの農業委員は、選挙制と選任制の併用で委員の選出が行われておりましたが、このたび農業委員会等に関する法律の改正により、市町村長の任命制に変更となったところでございます。皆様におかれましては、各地域あるいは団体からの御推薦を受けられ、議会の承認を受けられた皆様であります。

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買や賃貸等の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に、農地に関する事務を執行する行政の委員会でございます。農業委員の皆様には、農地利用状況調査や、今回の法改正により新たに農地の利用の最適化の推進、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、業務を担っていくことになり、皆様にかかる期待、責任はますます重くなっているところでございます。また、新たに新設されました農地利用最適化推進委員と連携、協力され、各区域、長洲町の農地の利用の最適化に努めていただきたいと思っております。

長洲町におきましても、他市町村と同じように農業者の高齢化や後継者不足

による荒廃農地の増加が懸念されております。荒廃農地を未然に防ぐためにも、皆様の力をお借りして、地域の農業への集積と長洲町の農業振興、発展のために御尽力をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。長洲町におきましても、今後、腹赤の第2圃場整備、あるいは今進めております暗渠排水等、また、いろいろな農業、農政の法律の改正により、今後とも米価の自由化等、非常に農業に関しては不安を私は持っているところでございます。このようなことから、皆さんと一緒に長洲の農業振興のために頑張っていかなければならないと感じているところでございます。

最後になりましたが、委員の皆様には健康に十分御留意され、今後の御活躍と御多幸と祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。皆様方、よろしくお願い申し上げます。

事務局 それでは、町長のほうはこれから公務がございまして、ここで退席をさせていただきます。

中逸町長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

中逸町長 退室

事務局 それでは、初めに自己紹介のほうを行っていきたいと思います。まず初めに、事務局のほうから自己紹介をいたしますので、それから、ずっと回っていきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

まず初めに、私、長洲町農業委員会の事務局長でございます中島と申します。よろしくお願いをいたします。

事務局 事務局で書記をさせていただいております木原と申します。よろしくお願いいたします。今後、このような定例会等や議案等のいろいろな作成、また、皆様からの御相談等いろいろあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大淵委員 皆さん、こんにちは。大淵といいます。仕事は梨園をやっています。初めてのこういう席でございますけれども、皆さん、よろしくお願いいたします。

島川委員 向野の島川俊昭です。米、麦、大豆をつくっております。よろしくお願い申し上げます。

石井委員 鷲巣の石井博俊です。私はたばこが主作です。よろしくお願い申し上げます。

増岡委員 皆さん、こんにちは。名前は増岡美知子と申します。団体は、ながす地域活動の農業体験ということで永方のところで畑の学校をしている縁で前期は推薦されました。今期は女性農業委員会のほうから推薦されました。微力ながら頑張りたいと思います。

松野委員 清源寺区の松野です。ミニトマトをつくっております。2期目で、まだ全然わかりませんが、よろしくお願いいたします。

中嶋委員 腹赤区の中嶋です。3年前から専業農家として農業してます。その前はJAに30年間勤めておりましたんで、ある程度農地とか、そういうことについてはわかるんですけども、農業委員会自体がわかりませんので、勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

嶋田委員 上沖洲の嶋田正忠です。現在、私は、兼業で農業主に米を、自家用で食べる分をやっています。本業は、ボートとか船のとか機械の修理のほうを手がけてお

ります。農業は今後おもしろい分野ですので、少しなんですけれども広げていきたいなという形で、最近、広く借りてやっていますが、農地についてはいろいろなのがはっきりとわかりません。今回、農業委員会のほうに入りましたので、よろしくをお願いします。

土山委員

こんにちは。土山秋吉です。私は、梅田に住んでいまして、会社をやめてから麦などをつくり始めて、まだあまり日がたちません。農業委員会は2期目ですけど、まだいろいろ勉強せなならんところが多々あると思います。今後ともよろしくをお願いします。

濱北委員

濱北圭右と申します。出どころは清里校区で、行政区は建浜区でございます。6年前から農業委員をしておりまして、6年たちましたけどなかなか難しくてわからんところがまだいっぱいございます。また皆さんと一緒に勉強したいと思えます。よろしくをお願いします。

濱崎委員

濱崎伸二と申します。本業は駅近くで担々麺屋をやっています。兼業で米をつくっています。研修等で営業の時間とかぶる場合はちょっとお休みすることが多々あると思いますので、その点よろしくをお願いします。

農林水産課

農林水産課の長谷川です。農地の集積のほうを担当しております。農林水産課は3年目になります。新制度での農業委員会になりまして、農地の集積、または今後の農業振興について、農林水産課は農業委員さんの皆さんと連携していかなければならないというふうに思っております。いろいろとお世話になります。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。皆様、本日から平成32年10月30日までの3年間の任期となります。よろしくお願いいたします。

それでは、臨時会の議事を進めてまいりたいと思えます。

本来であれば議事進行は会長が行うことになっております。しかし、まだ会長が決まっておられませんので、仮議長の選出をする必要がございます。本日お集まりの委員の中から仮議長をお願いしたいと思えますが、いかがいたしましょうか。

増岡委員

濱北委員をお願いしたいと思えます。前期もされましたので。

事務局

町の議会のほうでは、本町の初めての会議は年長者の方ということになりますので、そうすると濱北委員が一番年長の委員になりますので、濱北委員のほうに仮議長のほうをお願いしてよろしいでしょうか。

異議なし の声有

濱北委員

それでは、推薦でございますので仮議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。

事務局

それでは、議案の1ページをごらんください。議席の決定についてでございます。

議席につきましては、長洲町農業委員会会議規則に議席はあらかじめくじで定めると規定をされておりますので、くじで議席の決定をさせていただきたいと思えます。

なお、会長を1番、会長の職務代理者を2番ということにしたいと思えます

ので、1番、2番を引かれた方は、後ほど会長と職務代理者が決まりましたら入れかわりを願いをしたいと思います。

それでは、くじを持ってまいりますのでよろしくお願いします。

事務局 大淵委員、8番です。島川委員、1番です。石井委員が10番です。増岡委員が3番です。松野委員が5番です。中嶋委員、4番です。嶋田委員が7番です。土山委員が2番です。6番が濱崎委員。濱北委員が最後、9番になります。

濱北委員 上からもう一遍、番号を教えてください。

事務局 仮の議席の番号を申し上げます。

事務局 1番を島川委員、2番が土山委員、3番が増岡委員、4番が中嶋委員、5番が松野委員、6番が濱崎委員、7番が嶋田委員、8番が大淵委員、9番が濱北委員、10番が石井委員です。

事務局 それでは、議案書の2ページ目をごらんください。それでは、済みません、議案の36号のほうに進めてまいりたいと思います。2ページのほうです。

議案の第36号、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定に基づき、長洲町農業委員会会長を互選する必要がございます。あわせまして、同条第5項の規定により会長の職務代理者を互選する必要がございますので、互選の方法といたしましては、選挙による方法や指名推選等がございます。いかがいたしましょうか。ここで会長を決めていただきたいと思います。

濱北委員 の声有

事務局 今、委員の皆様から濱北委員を推薦する声がありました。

濱北委員 我はという人はおんならんですか。してみたいという人おんならんですか。

中嶋委員 してみせんとわからんもん、どがん仕事ばせなんか。

濱北委員 わかりました。それでは、私が3年間務めます。よろしくお願いします。

(拍手)

事務局 それでは、会長の職務代理者のほうを一人決めていただけたらというふうに思います。

中嶋委員 前にしよらした人はおらっさんですか。

事務局 いません。前の方はいないです。前の農業委員ということですか。

中嶋委員 前の職務代理者の方はいないんですか。

事務局 いや、いないです。

松野委員 2期目だし、増岡委員はどうですか。会長が長洲のほうだから。

濱北委員 これは私の案ですけど、私を会長に選んでいただきまして、長洲・清里校区から私が出ましたから、よければ六栄・腹赤から選んでほしいと私は思っておりますので、今、松野委員が言われるように六栄・腹赤からお願いしたいと思っております。

増岡委員 済みません、ちょっとたじたじでございますけど、ちょっと頑張りたいと思います。済みません、皆さん、御協力をお願いします。頑張ります。

(拍手)

事務局 それでは、職務代理者を増岡委員にお願いしたいと思っております。

先ほど御説明いたしましたとおり、1番が会長、2番が職務代理者というこ

事務局

とで、島川委員と土山委員の順番が入れかわります。島川委員が9番、土山委員が3番になります。

確認のため読み上げます。1番は濱北会長ですね。2番は職務代理者の増岡委員になります。3番、土山委員、4番、中嶋委員、5番、松野委員、6番、濱崎委員、7番、嶋田委員、8番、大淵委員、9番、島川委員、10番、石井委員になります。これが今から3年間の議席番号という形になります。よろしくお願いをいたします。

事務局

ここで席の移動をお願いします。

座席移動

事務局

会長の御挨拶をお願いします。

濱北会長

改めまして、私、濱北圭右と申します。皆様の推薦で会長を仰せつかりました。皆さんの期待に沿うように頑張っていきたいというふうに思います。

先ほど、いろいろ町長から話がありましたが、法律の改正で農業委員の仕事がまた増えております。一つずつできるところから片づけていこうかなというふうに思いますので、御協力のほどをよろしくお願いをいたします。お世話になります。

それでは、議案に入ってよかつかな。

事務局

はい。

濱北会長

それでは、議事録署名人がこの委員会には要りますので、議事録署名人は、長洲町農業委員会会議規則に、議長及び委員会において定めた二人以上の出席委員が押印しなければならないとなっております。今回の議事録署名人は、3番の土山委員、それから、4番の中嶋委員をお願いをいたします。よろしくお願いをいたします。

それでは、進めます。今後の定例会や臨時会では議長を務めさせていただきますが、皆様には大変御迷惑をかけるかと思えます。議事の進行に関しまして御協力のほどをよろしくお願いをいたします。

議事を進めてまいります。3ページです。

議案第37号「長洲町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第37号でございます。長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、次のとおり提出をいたします。

農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づき、農地利用最適化推進委員を委嘱する必要がございます。改正されました農業委員会等に関する法律に伴いまして、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員が新設をされております。

農地利用最適化推進委員は、担当区域において農地等の利用の最適化に取り組んでいただくということになっております。担当区域につきましては、前の農業委員にて、長洲一円を腹赤区域、六栄区域、長洲・清里区域の三つの区域に分けることを決定しております。主な業務といたしましては、担い手の農地利用の集積・集約化や、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の現場活動になります。

農業委員の皆様との違いは、これからの定例会や臨時会において議事に対する議決権は有しておりません。先ほど説明をしましており、議決権がないということでございます。しかし、農地利用最適化推進委員だけでは現場活動も大変でございますので、農業委員の皆様と一体となり、連携、協力のもと、業務を行っていく予定にしております。

それでは、委嘱を予定する候補者を読み上げます。なお、候補者につきましては、平成29年9月27日に開催いたしました評価委員会の結果を踏まえております。

それでは、議案のほうにお名前を書いておりますが、腹赤区域です。こちらのほうが3名いらっしゃいます。中村建治さん、楠田源志さん、池上春男さん、この3名でございます。六栄区域でございます。池上章さん、徳永章さん、城戸政治さんでございます。続きまして、長洲・清里区域はお二人です。坂井隆浩さん、磯川伸哉さんでございます。以上、8人を長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱することについてお諮りするものでございます。

以上で議案第37号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局の説明が終わりました。この件について質問をお伺いしたいと思います。

中嶋委員

4番の中嶋です。この最適化推進委員さんは、今、担い手の集積とか荒れ地の利用関係の調査、あと一つ何かあったですね。早くて聞こえなかったんですが。

事務局

済みません。担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、これらが一応、業務ということで位置づけられています。

中嶋委員

ということは、農業委員も、今、荒れ地の利用関係を見て回ったりとか何かされているんでしょう。そういうのも一緒に回るといことですか。

事務局

はい。多分、この10人だけではなかなか大変ということもありまして、農地利用最適化推進委員も一緒に回ります。

事務局

農業委員さんは町の執行機関として、こういう農地の農地法に絡む転用とか許可事項の決定権を有しています。そこが農業委員さんの第一です。推進委員さんが新たにできましたのが、そういう会議の場のみではなくて、町長挨拶等にもありましたとおり、今、後継者不足、その中でも、逆に言うと、挨拶の中で嶋田委員もおっしゃられておりましたけれども、逆に増やしたいと言っておられる方、そこのつなぎ役とか、いろいろな情報を持っておられて、農地の現状とか。あとは、逆に、やめるという方とかの状況把握、それが早目にわかって次の方とかにつなげれば、荒れる前に増やしたい人につなげられる、そういうような現場活動的な形にはなりますけれども、8人だけではもちろん大変ですし、推進委員さんは区域が分かれておりますので、その区域に限定されます。農業委員さんは基本的には町内一円全部を扱います。ただ、そうになると、皆さんにとってもやっぱり町内一円というのは広いですので、各区域のに分かれて、皆さんで協力し合っていていければと思います。業務の違いというのは、簡単に言うとそういう形になります。決定権があるのが、まず皆さん、それが無い

濱北会長 のが推進委員さんになります。そういう形です。
 ほかになにか質問ございませんか。
 ありません の声有

濱北会長 ほかになければ、賛成の方の挙手をお願いします。
 賛成者挙手

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第37号は原案どおり決定し、
 この8人を長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員として委嘱すること
 といたします。

事務局 なお、委嘱日につきましては、次回の農業委員会の定例会を11月10日に予定
 しておりますので、そのときに委嘱状を最適化推進委員のほうには交付を行
 いたいというふうに思います。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、4ページです。
 議案第38号「長洲町農業委員会会議規則の一部改正について」を議題といた
 します。事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第38号でございます。長洲町農業委員会会議規則の一部改正
 について、次のとおり提出いたします。
 提案理由といたしまして、農業委員会等に関する法律の改正により、条ずれ
 や文言の修正及び新たに新設されました農地利用最適化推進委員に関する
 ことを追加する必要がありますので、こちらのほうを提出いたします。
 初めに、5ページから6ページ、こちらが公布文となっております。これは
 なかなかあれなんですけれども、改正部分が7ページからです。わかりにくい
 んで5ページ、6ページはちょっと飛ばしまして、7ページから10ページ、こ
 ちらが新旧対照表ですね。11ページから13ページが全般の会議規則で、今度の
 改正を盛り込んでおります。
 では、簡単に改正内容を御説明いたします。新旧対照表で説明をしたいと思
 いますので、7ページをごらんください。
 左の上のほうに旧と書いてあります。これが前の部分でございます。現在の
 会議規則は右側の新というふうに書いてます。下線部分が改正された箇所です。
 まず初めに、第2条でございます。この規則における各用語の意義を追加し
 ております。法とか委員会とか委員はこういうものですよというのを追加して
 おります。また、第9条に、会議に対する推進委員のことに追加をして
 おります。第9条ですね。それ以降の改正につきましては、これまで農業委員
 のみであった委員を、新設されました農地利用最適化推進委員に関する部
 分については、委員及び推進委員と改正し、農業委員のみに関する部分につ
 いては委員というふうになっております。
 委員の皆様の特にかかわってくる箇所といたしましては、新たに第7条、会
 議の成立です。委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができません。
 それから、第10条、委員の発言については、議案について自由に質疑、意見
 を述べることができます。発言するときは、議長の許可を得ることになって
 おります。第12条の議事に自己及び同居する親族もしくはその配偶者に関する事項

については参与することはできません。

これは、今後、委員の皆様自身、あるいは親族が議事の申請人となっている場合、その審議から除くというか、審議に入れません。審議、決定にかかわることができませんということで、退席していただくときもあります。ただ、そのときに、内容次第なんですけれども、意見を聞きたい場合はその場所においていただいて意見を言っていただく場合もございます。参考人として出席、発言していただく場合がありますので、そういうときがあるということで第12条を置いております。

あと、第15条、議事録におきましては、議長から今ありましたとおり、二人以上の出席委員が署名押印をする必要がございますので、議事録署名人という形で毎回変わっていきます。お二人ずつ、署名をお願いしたいというふうに思っています。

以上で、簡単ではございますけれども、議案第38号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。なかなか説明しても何か難しゅうございまして、わからない点があるかと思いますが、徐々にわかってくるだろうと思います。今、説明がございましたが、この件については何か質問はございますか。

事務局

局長から説明もありましたとおり、まず、会議には、過半数の6人以上の出席がないと会が成立しません。なので、この後のその他で簡単に説明しますが、今日お配りした資料の中にある程度の日程表を載せております。万が一、何か都合があって固まってしまう場合は、早目に日程の変更を考えますので、御連絡をいただければと思います。

その次が議事の参与です。今後、例えば自分が土地を取得するとか、自分の土地とかを例えば誰かに売って家を建てるとか、例えば自分の子供さんとかが家を建てるとか、そういう形で農地法とかの許可が要る場合、この定例会に諮ることになりますけれども、その際は、説明はできるんですけど、賛否の決定には参加できません。なので、これまでの中では、結果的に本人がおられるとなかなか自由な発言ができない、質問とかも聞きづらいということがありましたので、退席されていた委員さんが多かったです。そういう形になりますので御注意ください。

最後、議事録署名人につきましては、こういう定例会が終わりまして、二、三週間で議事録ができ上がります。その議事を、この前、私が議案を封筒で配りましたけれども、あの封筒の中に議事録署名人の方のみ同封しておきます。で、中身を確認していただいて、次回の定例会のときに署名をいただくような形の方法をとらせてもらってますので、よろしく願いいたします。

濱北会長

ほかに何か御意見ありませんか。

ありません の声有

濱北会長

ほかになければ、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成ですので、議案第38号は、原案どおり決定します。これからこの規則に沿って会議を進めてまいります。

以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。委員の皆様から、その他について何か御意見、御質問等がございましたら受けたいと思います。何でも結構です。

濱北会長

ありません の声有
それでは、事務局のほうから。

(その他事務局説明)

1. 農業委員の担当地区について
2. 今後の定例会について
3. 新旧農業委員及び推進委員の歓送迎会について

濱北会長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして平成29年度第2回長洲町農業委員会臨時会を閉会いたします。

事務局

それでは、起立。礼。

閉会(終了 午前10時53分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印